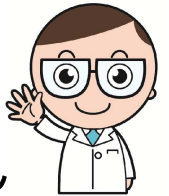


医療トピックスQ A

平成 25 年
11 月 15 日
第 27 号

今月の院長先生からの質問



Q この度、診療報酬の請求業務を A 社へ委託することにしました。収入印紙は必要ですか？

A ご質問の業務委託契約書は第 2 号文書に該当し課税文書になると思われます。
医療機関の場合、混在しやすい業務委託に、「検診委託や、窓口業務委託」などがありますが、こちらは印紙税がありません。
ご質問の契約と違う点は、業務の完成を対価としているかどうかです。

業務の完成が支払要件なら課税文書、法律行為を相手方に委託し、相手方がそれに承諾、その対価として支払う契約(いわゆる委任)に関しては不課税と定められています。

今月の時事ニュース

管理栄養士の義務化 「有床診の存亡の危機に間違いなし」

田村厚労相は、11 月 5 日の参議院厚生労働委員会で。管理栄養士の配置義務化の見直しを言及した。

来年 4 月からの有床診療所に対する管理栄養士の配置義務化について、「管理栄養士の配置義務は、現場の実態を踏まえないものだったのではないか」と指摘。

現状、7 割の有床診が管理栄養士を確保できておらず、そのうち 5 割はこれかも目途が立っていないという。

中医協で適切に対応してまいりたいという答弁で終わっているが、有床診の場合入院基本料も低く、19 床以下で人員にもばらつきがある。そのため管理栄養士の配置には、非常に困難な状況がうかがえる。